

静岡県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年4月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,195
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 482,468
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,258	富士市 69,675	掛川市 31,373
伊東市 19,979	富士宮市 36,500	袋井市・森町 28,068
熱海市 10,883	静岡市葵区 70,940	磐田市 45,253
伊豆市 8,804	静岡市駿河区 58,340	浜松市中区 64,608
伊豆の国市 13,587	静岡市清水区 66,446	浜松市東区 35,309
函南町 10,638	焼津市 38,103	浜松市西区 29,821
三島市 30,512	藤枝市 40,115	浜松市南区 27,678
清水町・長泉町 20,391	牧之原市・吉田町 20,007	浜松市北区 25,685
裾野市 14,138	島田市・川根本町 29,156	浜松市浜北区 26,650
御殿場市・小山町 28,914	御前崎市 8,753	浜松市天竜区 8,143
沼津市 54,908	菊川市 12,444	湖西市 15,845